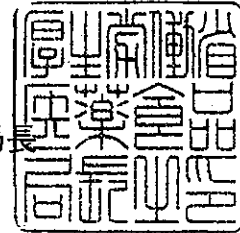


薬食発0130第5号  
平成25年1月30日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕  
殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する  
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成25年1月30日政令第20号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬  
及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号。以下「指定政  
令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了  
知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 第1 改正要旨

#### 1 改正の概要

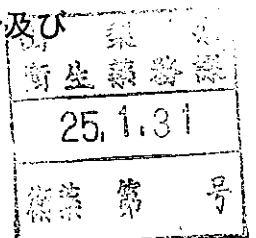
次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫  
用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するた  
め、指定政令を改正したものである。

- ① 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン
- ② *N*, *N*-ジアリル-5-メトキシトリプタミン
- ③ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
- ④ (1-ブチル-1*H*-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イ  
ル)メタノン
- ⑤ (4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1*H*-インド  
ール-3-イル)メタノン
- ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)-*N*-メチルプロパン-2-アミン

#### 2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類
- ② *N*, *N*-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ③ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及び



その塩類

- ④ (1-ブチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑤ (4-メチルナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑥ 1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

### 3 施行期日

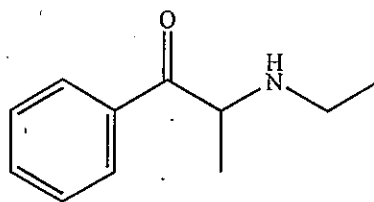
公布の日(平成 25 年 1 月 30 日)から起算して 30 日を経過した日(平成 25 年 3 月 1 日)から施行するものであること。

## 第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。)による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日(平成 25 年 3 月 1 日)現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

## 第3 物質の構造式等

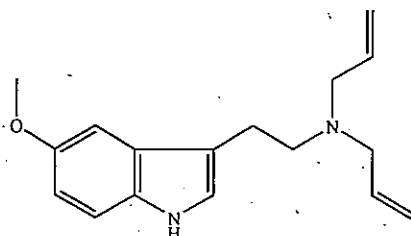
- ① 化学名: 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン
- 通 称: エトカチノン
- 構 造:



②化学名：N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン

通 称：5-MeO-DALT

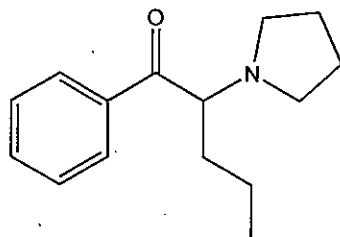
構 造：



③化学名：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

通 称： $\alpha$ -PVP

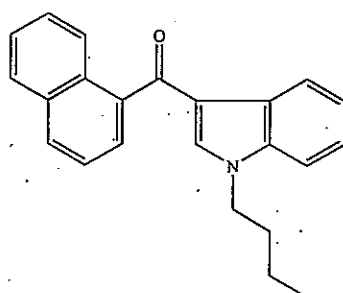
構 造：



④化学名：(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン

通 称：JWH-073

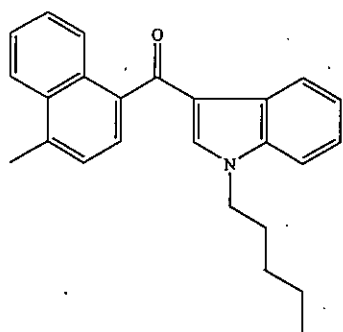
構 造：



⑤化学名：(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン

通 称：JWH-122

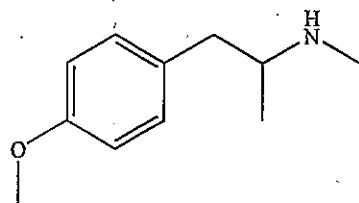
構 造：



⑥化学名：1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン

通称：PMMA

構造：





編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○河川法施行令の一部を改正する政令  
（一七）

○予防接種法施行令の一部を改正する政令  
（一八）

○薬事法施行令の一部を改正する政令  
（一九）

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（二〇）

○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（二一）  
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（二二）

〔省 令〕

○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六）

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（同七）

〔告 示〕

○端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（総務二六）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務四一）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同四二）

○日本国に帰化を許可する件（同四三）  
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三一）  
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三一）

○学校給食実施基準の一部を改正する件（文部科学一〇）  
○夜間学校給食実施基準の一部を改正する件（同一一）

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する件（同一二）

○史跡の管理団体を指定する件（文化庁一）

○名勝の管理団体を指定する件（同二）

○名勝及び天然記念物の管理団体を指定する件（同三）

○天然記念物の管理団体を指定する件（同四）

○保安林の指定を解除する件（農林水産四二二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通七六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）

通 運

海事補佐人の登録（海難審判所）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

押収物還付、有権者申出方、国営平川二期土地改良事業計画、基本測量関係事項関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

